

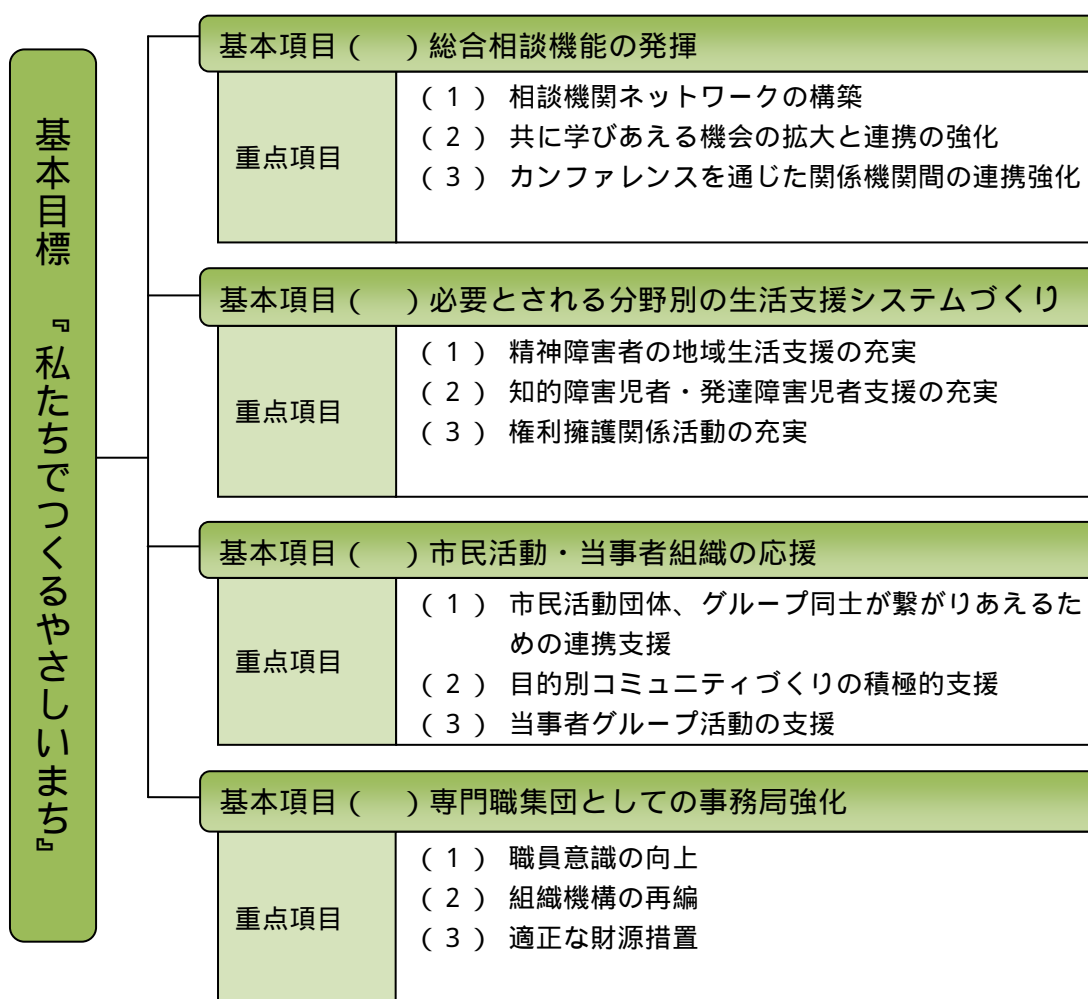
## 第2章 各論

### 1. 基本構想

～ふれ愛プラン2010～ “ 私たちでつくるやさしいまち ”  
『つながりづくりを進める専門組織をめざして』

### 2. 基本計画

#### 第3次地域福祉活動計画の全体枠組み



## 基本項目（ ）総合相談機能の発揮

### (1) 相談機関ネットワークの構築

総合相談機能の発揮には、様々な領域別分野別の相談窓口やサービス提供事業所の細かな情報を把握しておく必要がある。住民のあらゆる福祉相談に対応するとき、社協が提供できる解決手段はそれ程多くはなく、相談者の道標となって他の専門窓口へリファーすることの方が多い。このとき最も重要なことは相談者への正確な情報提供と紹介した支援機関や事業所、団体、組織等が適切に受け入れ対応してくれるといった他機関との関係である。

これらの関係を社協と相談機関による横のつながりだけでなく、機関同士がお互いの役割や機能を理解しあい、つながりあえる「相談機関ネットワーク」が必要となる。

これまで展開してきた相談ケース毎のケアカンファレンスばかりでなく、各分野の支援機関が横断的に理解し合える情報ネットワークづくりや研修会を充実する。

また他の支援機関の情報を広く市民に伝えるために社協ニュースやホームページなどの媒体を動員し市内の保健福祉関係機関を応援する。

### (2) 共に学びあえる機会の拡大と連携の強化

様々に設置される相談窓口には、子育て・就労・障害者サポート・高齢者介護・生活困窮など、1つの家庭で様々な課題を抱え内容も複雑化・多様化してきている。現在の福祉施策は縦割りの的で、対象者別に専門化・細分化も進んでいることから、それぞれの機関の特徴や限界の共通理解の場が不可欠である。

平成9年度より毎月一回の開催を継続している地域ネットワーク勉強会では、様々なテーマに沿って、関係する機関や団体、個人に講師を引き受けて頂き、新たな社会的課題や求められている資源、既存の各種機関の役割などを知る機会として、重要な情報発信源となっている。

これは、課題解決に向けた「顔が見える」カタチでの重要な連携づ

くりにつながっていることから、相互に学びあえる機会としての地域ネットワーク勉強会を継続し、様々な問題解決に向けての関係機関間の相互理解を更に高めていく。

### (3) カンファレンスを通じた関係機関間の連携強化

ケアマネジメント手法によるカンファレンスに基づく支援は、各福祉分野に定着化し本会主催、他機関主催を問わず参加機関の幅が広がってきている。しかし、一方で実務者間会議の限界も発生している。それぞれの実務者間カンファレンスの上部組織として政策レベルクラスの会議が存在するが、新たに必要とされる社会資源の検証や現行サービスの更なる改善に向けたソーシャルアクションが少ない。現場レベルの役割と責任、政策レベルの役割と権限を踏まえた連携の強化が必要である。したがって政策レベル会議への提案・提言システムを現場レベルから積極的に発信していく。

また緊急の課題で、必要性が明らかでありながら本市に存在しない社会資源の創設については、本会のもつ開拓性・即応性・柔軟性を活かして事業展開していく。

#### <地域ネットワーク勉強会>

本会は、保健・福祉・医療・教育・環境等々の各専門職種はもとより、誰もが自由に参加できる勉強会を平成9年11月より毎月1回、12年継続して開催し、これまでに5,500人以上の方々の参加を得た。

毎回、テーマにそった実践者や研究者等を講師に迎え、発表・ディスカッションという流れで進めるこの勉強会は、地域生活に困難を抱える人々の不安や悩み、そしてそれに対応する支援サービス・援助機関の実態を「理解し、学びあう場」として活用されている。

また講師を含めた参加者間ネットワークの拡大に役立てられ、勉強会で顕在化された課題に、参加組織同士のコラボレーションによる新たな取り組みやサービスが生まれるなど、協議と協働を基盤とした連携が強化されはじめている。

障害者の就労とその制度を学ぶ（2回連続講座）

【第128回地域ネットワーク勉強会（平成20年6月10日）】

【第129回地域ネットワーク勉強会（平成20年7月8日）】

テーマ：障害者の就労に向けて～ジョブコーチの役割と支援の実際～

講師：鹿島育成園生活支援センター 荒井俊光氏

参加者：57名



相談対応力の向上を図る

【第140回地域ネットワーク勉強会（平成21年6月2日）】

テーマ：生活相談対応力強化研修

講師：神栖市役所危機管理監 茅根洋一氏

参加者：60名



成年後見制度の理解促進

【第144回地域ネットワーク勉強会（平成21年10月19日）】

テーマ：権利擁護活動における日常生活自立支援事業と成年後見制度  
について

講師：茨城県社会福祉士会会長 竹ノ内章代氏

参加者：47名



## 基本項目（ ）必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり

### (1) 精神障害者の地域生活支援の充実

精神障害者の地域生活支援で最も重要なことは、本人の回復具合や今後の治療見通し、病状悪化時のサインといった医療機関が詳しく把握できる情報と、その情報を基に家庭での暮らしが安定し継続していけるための、利用可能な社会サービスや家庭環境そのものなど、本人の再発防止に向けた家族及び専門機関、専門職種による情報の共有場面をしくみとして定着化させることである。

特に今後は入院患者の退院後生活支援が増加してくることから、退院前院内カンファレンスの時点から関係する地域側専門機関に声掛けして頂き、本人状況の共通理解を図る支援チームづくりに視点をあいたアプローチを重点展開していく。

### (2) 知的障害児者・発達障害児者支援の充実

養護学校に通う知的障害児の放課後支援は、神栖地域でNPOが実施しているが、波崎地域には存在しない。この不公平さを解消する新たな事業所も見つからない状況であるため、行政サービスの受託というスタイルで22年度より本会が運営していく。

知的障害者の地域生活支援については、就労支援の専門機関であるかしま障害者就業・生活支援センターと連携しつつ、特に余暇活動・友だちづくりの支援を展開していく。知的障害者理解の研修会・勉強会等を企画し余暇支援ボランティアの発掘・育成を行う。

発達障害児の支援については、引き続き援助者向けの支援活動を中心に展開する。第1期から5期までの発達障害児療育者研修修了者を対象とした、事例検討会やケース情報交換会といったフォローアップ研修の企画を通じて、修了者のネットワークづくりを応援する。また、関わる機関、専門職等の障害理解の応援を継続し、支援者たちを核とした発達障害児支援のムードを高める。

更に、新たな取り組みとして、成人期発達障害者の地域生活支援について調査・研究に着手する。

### ( 3 ) 権利擁護関係活動の充実

権利擁護に関する取り組みは、民生委員・児童委員や地域福祉推進員、介護保険関係事業者、障害者支援関係事業者などの判断力が不十分または欠けた状態にある人に支援で関わる関係者の制度理解が欠かせない。したがって支援者向けの各種社会サービス理解講座、勉強会等を企画し、対人援助機関のトータルな権利擁護意識の向上を目指す。また、これらの取り組みを通じて、関係機関間の連携の強化を図る。

## 基本項目（ ）市民活動・当事者活動の応援

### （１）市民活動団体、グループ同士がつながりあえるための連携支援

従来社会福祉協議会の機能とされていた「連絡調整機能」を、より具体的に、かつ、コミュニティワークの専門職としての見地から効果的に発揮していかなければならない。

すでに一定の活動基盤を持つ市民団体やボランティアグループには、同じ「市民の福祉増進」を目的とする対等なパートナーとして、活動自体に対する全面的支援というよりも、市内の他団体との連携の手段や、他市町村で同じ活動をする団体の情報を提供、新たな活動分野・地域の紹介、あるいは活動メンバー増員に向けたお手伝いなど、グループの事情や課題に応じた個別の対応を中心とし、各団体の活動充実やレベルアップに向けた側面的な応援体制をとる。

また、市内の活動団体が年に数回でも定期的集える機会を設け、同じイベントや研修会などの実施を通じて、団体同士の横のつながりを、当事者間でつくっていけるような場づくりをしていく。

こうした、日常的なつながり合いや定期的な情報交換などを継続する中で、大規模災害が発生した際にも、つながりの蓄積を活かした支援活動の展開を期待するとともに、その時は社協が災害ボランティアセンターとして支援ネットワークの中核を担っていけるよう、平常時から準備しておく。

### （２）目的別コミュニティづくりの積極的支援

同じ生活課題を抱えるもの同士や、それを支えたいと思うもの、あるいは、住民共通の利益のために活動をしたい人々が、それぞれの活動内容ごとにつながりあえる取り組みや仕組みづくりを通じて、市内に様々な「テーマ別地域活動主体」が誕生するような応援をする。

仕組みづくりにおいては、サロン（介護予防・子育て）活動のような、居住地域を基盤とした取り組みがふさわしい活動と、居住地域を越えて広く参加を呼びかけ、ある特定の目的をもった機能的な団体として組織化をめざすものを適確に見極め、「住民ニーズ基本」「住民活動主体」の原則のもと、事業を企画する。

こうして誕生した様々な活動主体と、現在既に活動しているNPOやボランティアとを、共通の課題や活動地域などでつなげていき、社会福祉協議会や行政、他の社会福祉関係機関も含めたネットワークを構築し、地域における「新たな支え合い」創設をめざす。

また、将来の地域活動主体を育む取り組みとしての「福祉教育出前講座」は、主に小・中学校を中心に、これまでと同様積極的に展開するが、講座の実施にあたっては市内のボランティア活動者等が、少しでも多くの場面で参画できるよう工夫し、世代を超えた活動主体の醸成をめざす。

### (3) 当事者グループ活動の支援

制度のハザマや社会資源の少なさにより、生活課題が解決できず、地域の中で孤立してしまっていて、他の専門機関による支援も入りにくい分野をターゲットに、課題の発見から、当事者の声を取り入れながらの「つながりづくり」、地域ネットワーク勉強会等での啓発を通じた課題の社会化など、積極的に展開する。

既存の当事者グループ活動への関わりは、グループの意向を尊重し、当事者主体を基本とするが、円滑なグループ運営や、当事者間の相互交渉が困難な時など、必要に応じて専門職としての適切な関わり・助言、協働を継続し、グループメンバー各々が自分の持ち味を生かして支え合える、エンパワメントとしての支援を行う。さらに、当事者自らが社会に向けて発言する機会を得、同じ悩みを抱えるもの同士が問題解決に向けて情報を共有し歩みを進める活動を、積極的に応援する。

将来的には、生活圏域の中に多様な形態の当事者グループが存在し、自分に合ったグループを選択できる環境をつくりたいが、そのためにはこれから市内にもっと当事者グループ数を増やすことが必要となり、本会職員以外にも当事者活動を応援したいスタッフを養成していくことも必要となる。

また、社協が直接関わっていない当事者グループ活動についても情報収集し、その支援に関わる他の専門機関があればネットワークを構築し、将来的にグループ同士が繋がりあえるための連携支援ができる土壌をつくっておく。



## 基本項目（ ）専門職集団としての事務局強化

### (1) 職員意識の向上

上記( )から( )の項目を具体的に実現していく上で、事務局機能の強化が必要なのはもちろんだが、何よりも、本会事務局職員が、専門職としての知識・技術を十分に身に付け、かつ、常に高めていなければならない。

ここでいう知識・技術とは、既に事業化されたものを維持する力ではなく、これから事業化すべき分野について、根拠をもって提案でき、具現化できる能力を指すが、その能力獲得は、個々の努力においてしか達成できない。この5年間では、まず職員の「個」の力を高める事に重点を置く。

その目安の1つである、社会福祉関係の国家資格取得者数は、数年前と比べれば増加しているものの、スタッフ全員が保持しているわけではない。特に社会福祉士、精神保健福祉士については、コミュニティソーシャルワークに従事する最低限のライセンスととらえ、有資格者のみで事務局が構成できるようにすることが当面の目標となる。

本会事業に加え、行政からの受託業務も今後さらに専門化・困難化する傾向にあり、事務局職員に求められる技量や倫理観は重くなり、今や本会は、何の資格も持たない者には勤まらない職種・職場となった。今後の具体的な事業展開を明確にしていく中で、その実現のために確保すべき有資格者数を明らかにし、必要があれば有資格者の新規雇用についても検討していく。

これらをふまえ、今本会が置かれている状況や将来像、そして求められる社協職員像を個々の職員が自覚し、「まず自らが努力する」風土を醸成する。その風土の中から、共通の活動理念や、この法人のめざす方向、職員として身に付けるべき振る舞いなどを、全職員で共有化し、「神栖市社協職員倫理綱領」として明文化する。

## ( 2 ) 組織機構の再編

全ての実施項目における共通部分であり、あらゆる活動の出発点となる「総合相談機能」を、最も効果的に発揮できる形態を、組織づくりの根幹に置き、相談対応は全て一元化する。

相談部門と事業企画部門は分離させず、相談から、新しいシステムづくりや社会資源づくりまで一貫して関われる体制を確保する。一方で、通年事業や軌道に乗った事業については相談・企画部門から分離する。特に、利用者を特定したサービス提供については完全に別部門で運営することとし、相談部門の中立性を確保する。

サービス提供部門は、本会の実施するサービスを一元管理し効率化を図るとともに、社会資源が整備された分野は時期を見て撤退する。

支所機能については相談機能を中心とした最低限の規模にとどめ、事務局長を頂点とする迅速な指揮命令系統の確立と、現場の専門職の意見・提案もきちんとボトムアップされる風通しの良い組織体制を維持する。

## ( 3 ) 適正な財源措置

事業運営に要する直接経費については独立採算を原則とし、不足分は自主財源（会費、共同募金配分金等）により賄う。特に新規に取り組む事業等へは積極的に自主財源を投入していくが、その必要性や効果などを広く市民や行政へ周知し、「使われ方」を常に明確にしておく。

介護保険事業など、契約型在宅福祉サービスについては、その部門に従事する職員の人件費も含め、全ての経費を独立採算で賄い、収益が発生した場合は、新しい社会福祉事業のために使用する。

公費財源については、これまで、職員設置費や法人運営にかかる最低限の経費を確保できていたが、今後も行政とのパートナーシップを継続し、公費投入に値しうる団体であり続けるよう努力する。